

## 第3回公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会 議事概要

### 1. 日時

平成23年4月21日（木）13：30～15：30

### 2. 場所

国土交通省（中央合同庁舎3号館）1階 共用会議室

### 3. 出席者

富田座長、垣本委員、下村委員、高木委員、美谷島委員、北村委員、瀧口委員、東井委員、最勝寺委員代理上田氏、長谷川委員、中桐委員、蔵持委員代理池野氏、蛭名委員代理高野氏、渡邊委員代理山田氏、篠原委員代理竹花氏、菅井委員、坪井委員、河原委員、杉本委員、福田委員代理川島氏

### 4. 議題

- ①交通事業者被害者支援ガイドラインワーキンググループの検討報告
- ②検討会まとめ（案）について

### 5. 概要

<議題① 交通事業者被害者支援ガイドラインワーキンググループの検討報告について>

公共交通事業者が被害者等の支援を行うに当たっての留意点について、各委員から出された主な意見は以下の通り。

（「心のケア」の対応について）

- ・企業が被害者等に「心のケア」を行うのは困難であるという前提で、第三者の窓口を設けることを検討した方がよい。
- ・窓口では、心のケアにあたる多様な機関の特徴を理解し、適切な機関を紹介することが必要。

（被害者等への情報提供について）

- ・被害者等への情報提供に関し、死亡告知の行い方は重要な課題であり、そのためのマニュアル整備や職員の研修が必要。

<議題② 検討会まとめ（案）について>

被害者等への支援に必要な、1）被害者等の支援を確保するための体制の整備、2）事故発生時における活動を確保するための措置、3）交通企業における事前措置について、各委員から出された主な意見は以下の通り。

（全般）

- ・検討会のまとめとしては、「被害者に寄り添う」ことをコンセプトにまとめることが重要。

（体制の整備について）

- ・公共交通における事故の被害者等への支援において、事故調査機関が被害者等にとって納得

感のある事故調査の説明を行うことが基本。それを補う機能としての被害者等のための窓口が必要。

- ・運輸安全委員会設置法第28条の2に基づく事故原因に関する被害者・家族へ説明については、説明が一度きりに終わらず、継続的に行われることが重要。
- ・事故が起きた際には、可能な限り情報が錯綜することがないように現場の体制を整えることが必要。
- ・今般の東日本大震災において多数の被災者が出ていることを考えると、一刻も早く体制を整備して欲しい。
- ・関係行政機関をはじめとする様々な組織・機関との十分な連携が重要。

**(交通企業への事前措置について)**

- ・規模の大小を問わず、どの公共交通事業者にとっても参考となる被害者等の支援を行うに当たっての最低限の留意点のモデル案を提示していくことが必要。

**(様々な支援主体の教育訓練について)**

- ・「心のケア」について、警察・消防・医療機関等による遺族に対する配慮も徹底して欲しい。行政、警察、消防の方々は事故の現場で頑張っているが、対応によっては現場で傷つく遺族・家族が多いのも事実。救急救命が、より心あるものになることを願う。
- ・教育・訓練について、支援者が話す言葉遣いから教育が必要。具体的にどのような教育・訓練が必要なのか、明らかにしておく必要があるのではないか。
- ・職員の教育・訓練については、兵庫県の「こころのケアセンター」において、消防署員、保健師、刑務官といった各方面の職員が参加しており、連携の構築の一助になる。また、職員の教育・訓練については、被害者等という当事者も協力していくことが良い。

以上